



渋谷区立宮下公園 イベントスペース・媒体

2025.9.18改訂版

MIYASHITA PARK POLICY

感性のセッションを共に

多様な人々が出会い、多彩な体験が楽しめる。

つねに、新しい刺激にあふれ、自然な安らぎに満たされる。

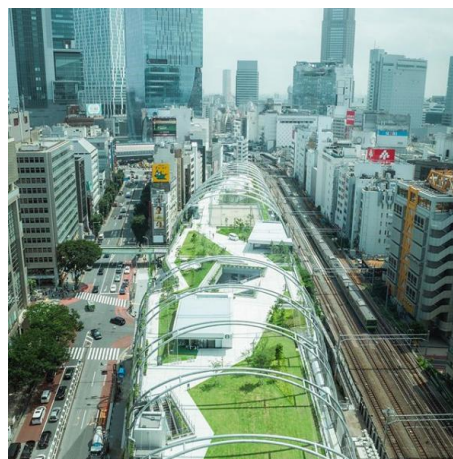
そんなMIYASHITA PARKにしかない、賑わいを創り出したいから。

そのために、さまざまな研ぎ澄まされた感性をセッションし、

いつも瑞々しく、洗練されたひとときを奏でること。

これは、私たちMIYASHITA PARKと訪れる人々、

そして、PR・広告活動を行うパートナーのみなさんとの大切な約束です。



1-3階が商業施設。4階が公園。北側には直結型のホテル。

全長330mからなる多機能型の“**低層複合施設**”です。

渋谷区立宮下公園

SHIBUYAKURITSU MIYASHITA PARK

約1,000㎡の芝生ひろばと渋谷カルチャーの融合



芝生ひろば(含むホテル前)



スケート場



多目的運動場



ボルダリングウォール



sequence
MIYASHITA PARK

個性溢れるデザインの
次世代ライフスタイルホテル



ROOM



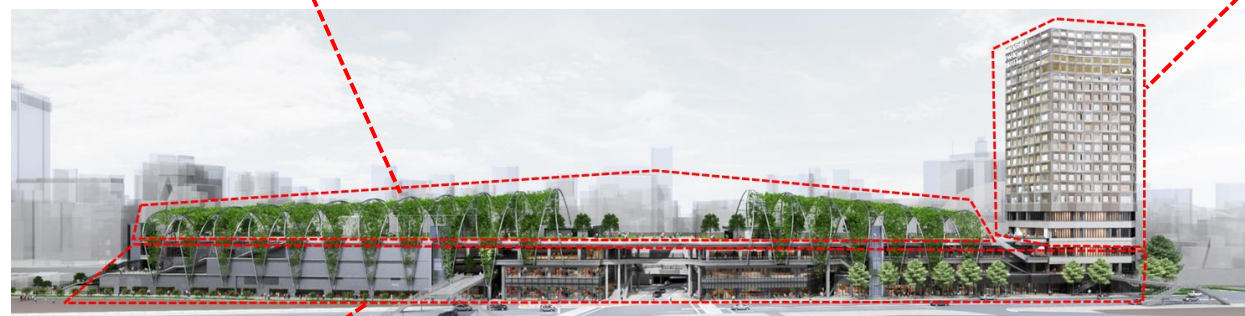
CAFE & LOUNGE



ART



TOP FLOOR



個性豊かな渋谷の
NEWストリート商業施設

FASHION



FOOD & DRINK



ART & MUSIC

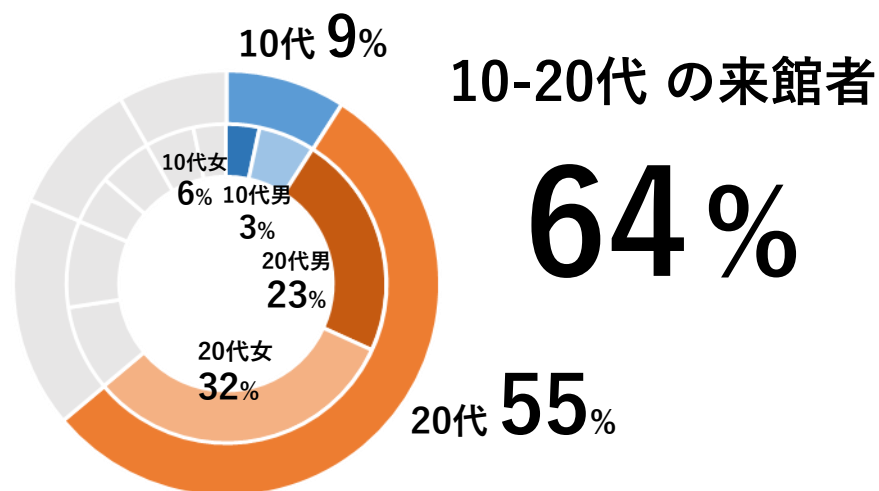


区立宮下公園 月間来場者数

170,000人

 (2023年度の月平均)

来場者の多くが10-20代の若年層



(出典) YOMIKOオリジナル調査 (2020) 「RAYARD MIYASHITA PARK 開業期調査報告書」

#miyashitapark

累計約 12万件 投稿

※2024/1/31現在、instagramより



月平均約4,000件投稿

※2022/12まで

メディア効果

TV 100 番組 ・ 他 10,556 媒体。広告効果 85億2,483万円 を達成。

区立宮下公園賑わい創出パートナー募集中

渋谷区立宮下公園は、宮下公園パートナーズが主催する
自主事業イベントに協賛・新しく賑わい創出をしてくださる企業様を募集しております。
渋谷区が掲げるテーマに沿った内容であれば協賛が可能です。

＜渋谷区が掲げるテーマを感じられるイベント（例）＞

- ①成熟した国際都市
- ②ダイバーシティ
- ③サステナビリティ
- ④愛せる場所と仲間を誰もが持てる街へ（空間とコミュニティのデザイン）
- ⑤あらたな文化を生み続ける街へ（文化・エンターテインメント）

通常公園では、企業のプロモーションのためだけに使用することはできませんが、
自主事業イベントや渋谷区が掲げるテーマにて新しくイベントを宮下公園パートナーズと
一緒に企画いただくことで、イベントの中で協賛社の特別企画として、
企業のプロモーション活動を行っていただけます。

PUBLICNESS

公共の公園として、 公園利用者や様々なステークホルダーに配慮した賑わい創出を目指します

イベント内のコンテンツや広告物についてガイドラインを定めています。

一企業のブランドや商品のPRが目的である場合、もしくはイベント内で一企業の広告総面積が一定以上の場合、企業や商品の広告露出が主体的となり、景観への影響が大きいためガイドラインを設けています。

イベント時広告物掲載基準

《企画・制作時に意識すべき基準》

(公園景観および色彩に関する規定)

- 公園が提供する安らぎと潤いを損なわないように、広告面積の1/3以上について、明度は緑と馴染む中明度、彩度は緑が映える低彩度とすること

(渋谷らしさに配慮したデザイン)

- 文化創造都市渋谷にふさわしい、文化振興やスポーツ支援、多様性の振興などに資する内容であること
- 渋谷にくる多世代の人々の話題となるデザインで、宮下公園の賑わい創出に寄与するもの
- 先進的で情報発信をするデザインであること

(広告物に占める文字の制限)

- 文字等を手段とする表現は適切な範囲に留め、デザインが主体となるよう大きさに留意すること
- 広告面積に占める企業ロゴ、テキストが占める割合は2割までとする

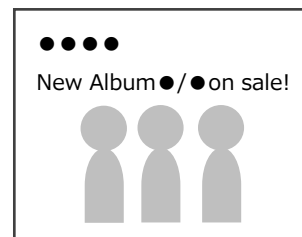
《企画・制作時に必ず守っていただきたい制限》

以下を販促的であると定め、一つでも該当する場合は掲載を認めない。

1. イベントにおける平面、立体物の広告デザインとして、直接的な広告商品・サービスの購入を促す内容であるもの。
2. イベントのアクティビティとして、広告商品・サービスのその場での直接的な売り上げのみを狙った企画であるもの。

(1の例)

発売・放映のみの情報を伝える内容



(2の例)

園内での販売や直接的な誘導以外、イベントとしての公園体験がない

SCHEDULE

公園の利用にあたっては 各種審査・申請のための資料提出の厳守をお願いいたします

公園利用時には事前に第三者による内容確認と渋谷区申請が義務付けられています。

※切超過の場合は利用許可が下りないことがございます。その際はキャンセル費が発生します。

※一部抜粋、詳細は37ページをご確認ください

開催45日前

本申込 締切

広告主/企画に
ついての施設審査

必要項目（資料支給）

- ・ 広告主
- ・ イベント概要
- ・ ゾーニングイメージ
- ・ 造作内容、イメージ

開催 約30日前

※毎月変動のため都度確認

広告審査会

6ページのガイドラインを
順守しているか審査

必要項目（資料支給）

- ・ 実施趣旨
- ・ 各造作のデザインイメージ
- ・ 各造作のデザイン面積
- ・ 展開コンテンツ詳細

開催 約2週間前

※その間都度フィジビリティ確認

渋谷区各種申請

場所の利用と
イベントの展開について
渋谷区への届出

必要項目（資料支給）

- ・ 実施体制図
- ・ 設営/本番/撤去スケジュール
- ・ 運営計画
- ・ 電気使用計画

開催1週間前

※案件によって変動

施設申請

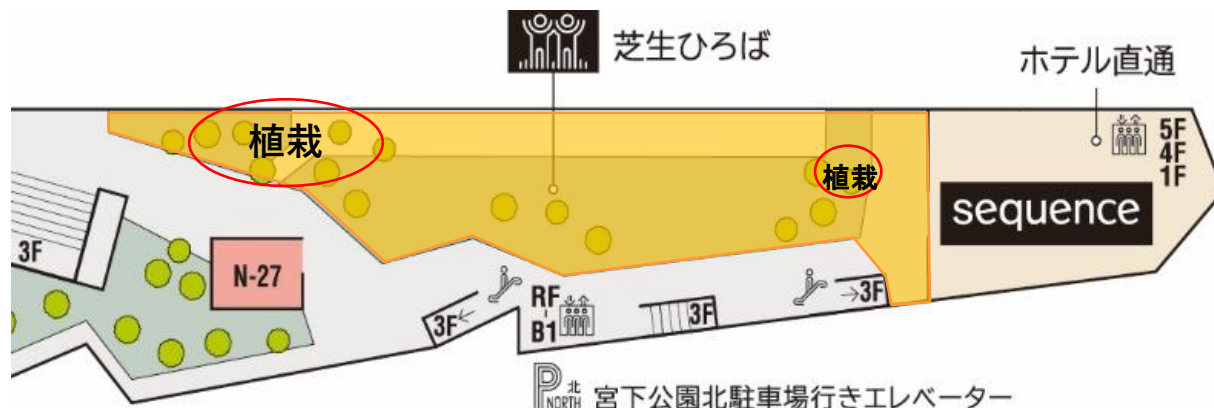
内容の最終確認と
施設への作業申請届出

必要項目（資料支給）

- ・ 外来作業申請書
- ・ カリフト使用許可申請

スペース紹介

①芝生ひろば(含むホテル前) (約1,060m²)



協賛費単日
300万円 + 諸経費

+

< 諸経費 (必須) >

- ・ 自主審査・第三者審査諸経費 : 5万円
- ・ 占用面積図作成費用 : 5万円
- ・ 都市公園占用許可申請代行費 : 5万円
- ・ 搬入・搬出時立ち合い費 : 20万円~※
- ・ 屋外広告物申請代行費 : 5万円 (広告掲出時)
- ・ 屋外広告物許可申請手数料実費
- ※5㎡あたり3,220円/広告掲出時
- ・ カリフト利用費 : 時間、回数により変動
- ・ 電源利用費 : 1イベントあたり5万円

< オプション >

- ・ 施工時・搬出時公園利用費 : 単日150万
- ※当日0時からの施工、最終日24時までの搬出は無料

※搬入・搬出時の警備人件費 (1日1人10万円×2回=計20万円) が必要となります。基本的には1名想定ですが規模により増員する可能性があります。

※カリフトを利用する場合は別途利用費がかかります。

※テント等の公園備品を利用する場合は別途費用がかかります。

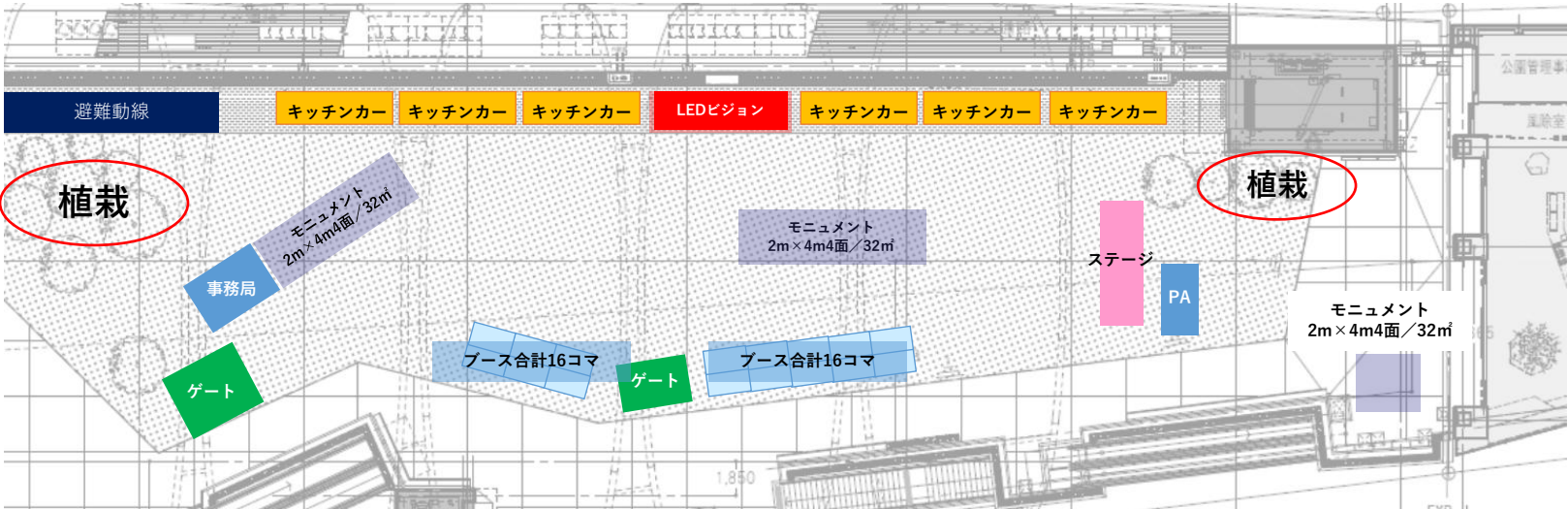
※キッチンカー等を設置する際はイベント事業者にて渋谷消防署に禁止行為の解除承認申請書を提出頂きます。

芝生ひろば(含むホテル前) 広告面積制限

スペース内に設置・掲出する広告物は最大広告面積(265㎡)内に、収めていただきます。

広告物には企業ロゴ等、企業名が入るものだけでなくデザインが入っているもの全てが該当いたします。

最大広告面積内におさめたレイアウトイメージ例



植栽箇所周辺へは広告・造作物は設置できません

※ブース表面積・・・テント屋根、三方幕部分の面積

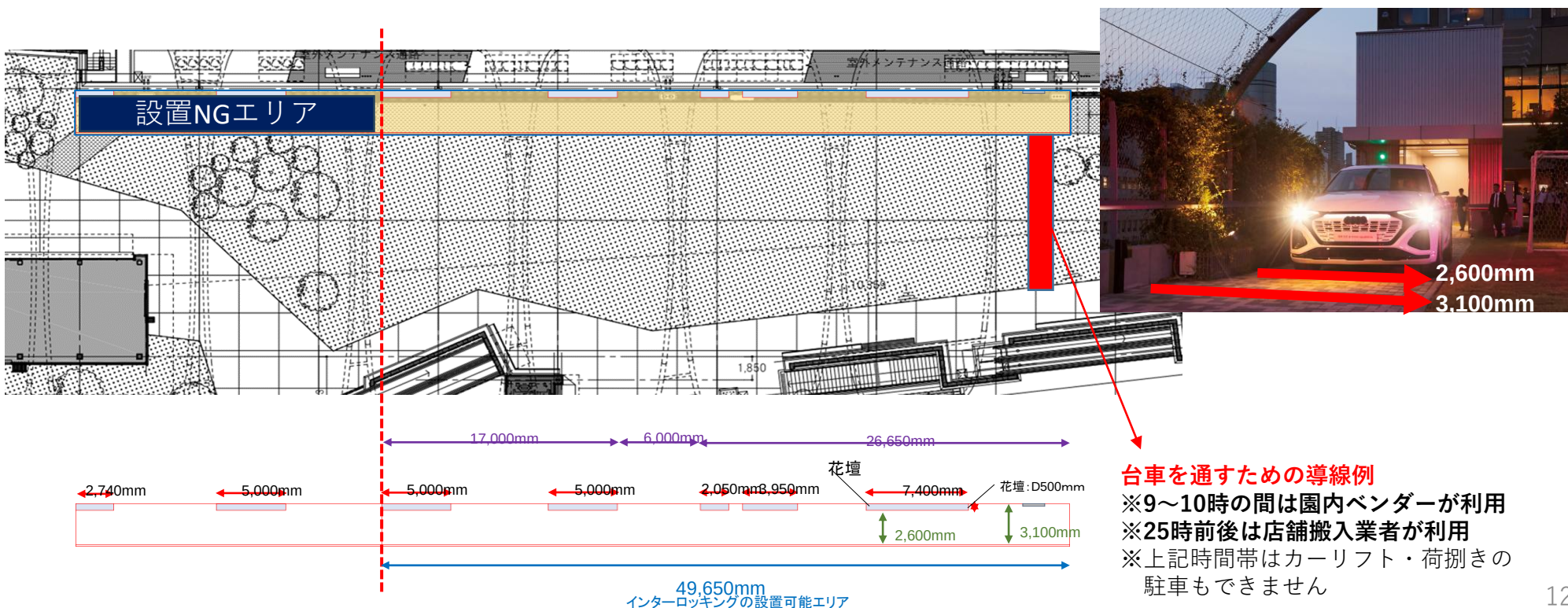
設置物（掲出広告面）	広告面積上限
芝生ひろば（含むホテル前）約1,060㎡の1/4までとなる	264.2㎡

特記事項①動線確保について

紺色のエリアは避難動線となっておりテント等を配置することができません。また、公園内店舗、公園内ベンダーの搬入がありインターロッキングを台車で通るスペース1mの確保をお願いいたします。

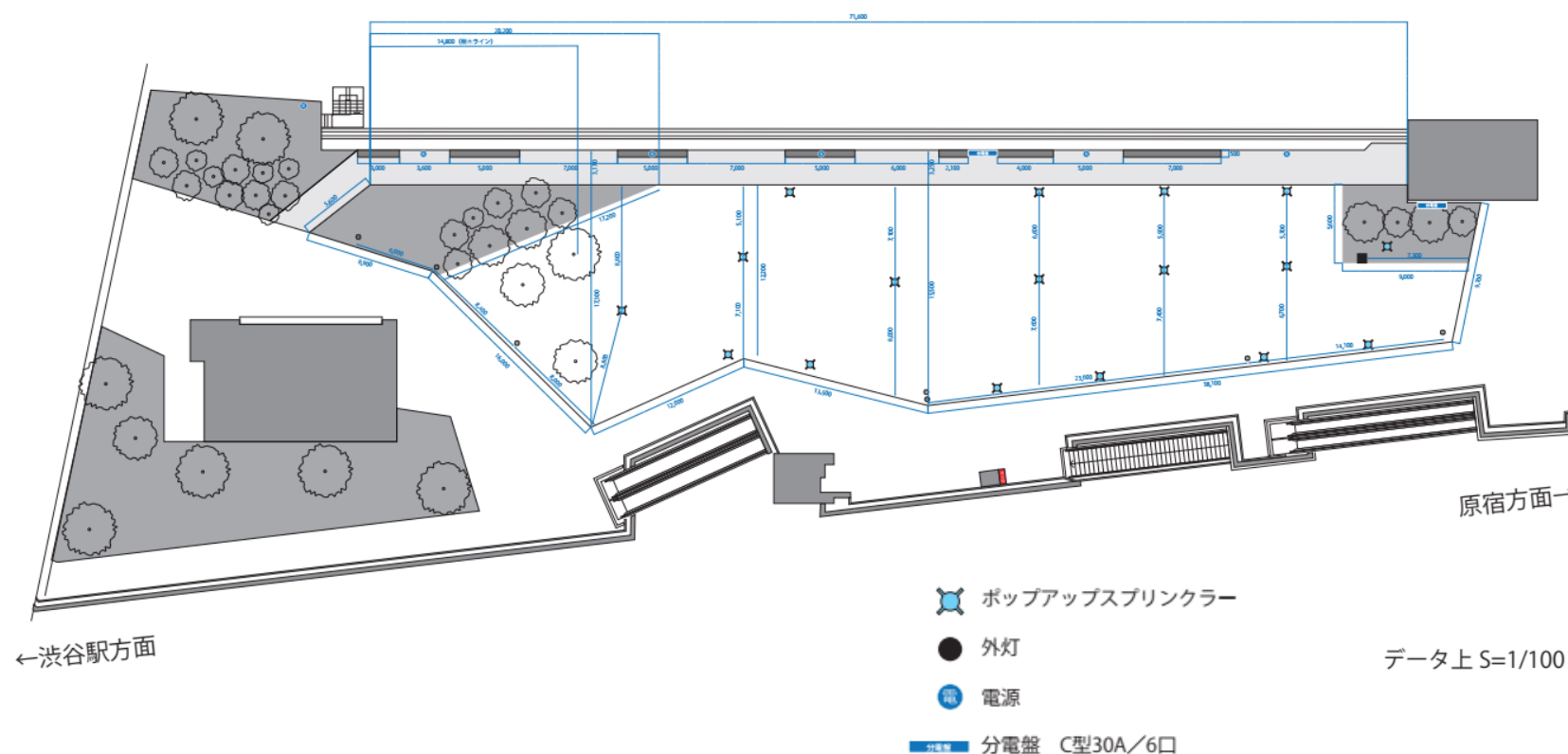
幅3,100mmの場所と幅2,600mmの場所があり、テントおよび車等の幅は1,600mmまでとなります。1,600mmの幅を超える車やテントを利用希望の場合はご相談ください。孔マット+敷板等を利用し、芝生の上を動線を作ることでも可とする場合もあります。

※深夜にご自身での設置、10時過ぎの撤去が条件となります。



特記事項② ポップアップスプリンクラーに関するご注意

芝生ひろば内に点在する「ポップアップスプリンクラー」の上に、
荷重が直接大きくかかるような造作物を設置してはいけません。
必ずコンパネ等で保護した状態で設置をおこなってください。



特記事項③ 芝生の保護に関するご注意

■設営撤去時

芝生上では設営時に施行物の下に必ず**有孔ラバーマット**を設置し、その上にコンパネ等の重さが分散される措置をしながら、芝生の保護をおこなってください。わだち状になり修繕や芝生の植え替えが必要になった場合、別途費用を請求する場合がございます。

■芝損傷エリアの保護

芝生の傷みにより茶色く変色しているエリアなどには**保護プラスチックマット**を設置ください。

■雨天時の保護

雨天時は施工物の上だけでなく、**会場内全体に有孔ラバーマット**を設置してください。

※屋外のスペースとなるため雨天時のバックアップ会場などもご検討ください。

※雨天の状況により、公園の使用が難しいと判断させていただいた場合イベントを中止とさせていただく場合がございます。

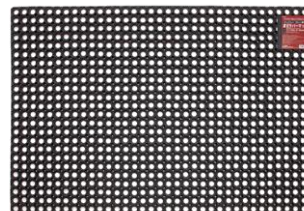
■マットの貸し出し

■有孔ラバーマット（写真左）

- ・サイズ：1m×1.5m
- ・貸し出し可能枚数：150枚

■保護プラスチックマット（写真右）

- ・サイズ：0.5m×0.5m
- ・貸し出し可能枚数：200枚



②美竹ブリッジ周辺（約1,290m²）



協賛費単日
100万円＋諸経費

＋

< 諸経費（必須） >

- ・ 自主審査・第三者審査諸経費： 5万円
- ・ 占用面積図作成費用： 5万円
- ・ 都市公園占用許可申請代行費： 5万円
- ・ 搬入・搬出時立ち合い費： 20万円～※
- ・ 屋外広告物申請代行費： 5万円（広告掲出時）
- ・ 屋外広告物許可申請手数料実費

※5㎡あたり3,220円／広告掲出時

- ・ カーリフト利用費：時間、回数により変動
- ・ 電源利用費：1イベントあたり5万円

< 諸経費オプション >

- ・ 施工時・搬出時公園利用費：単日50万

※当日0時からの施工、最終日24時までの搬出は無料

※搬入・搬出時の警備人件費（1日1人10万円×2回＝計20万円）が必要となります。基本的には1名想定ですが規模により増員する可能性があります。

※カーリフトを利用する場合は別途利用費がかかります。

※テント等の公園備品を利用する場合は別途費用がかかります。

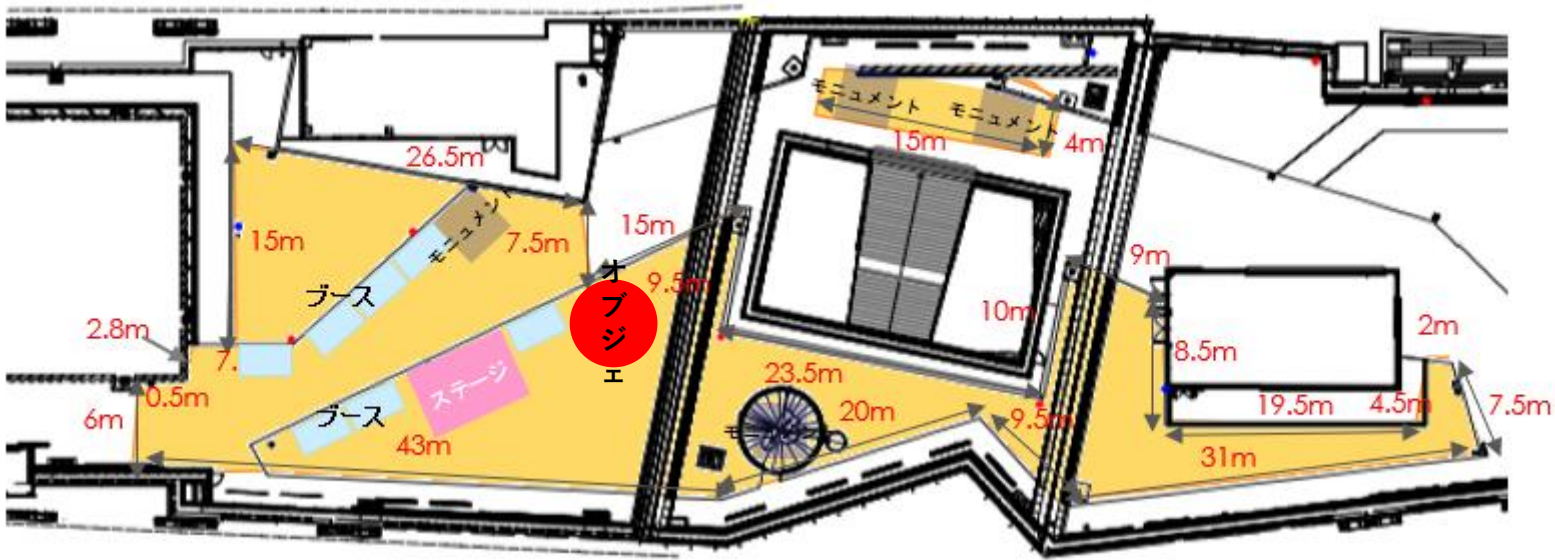
※キッチンカー等を設置する際はイベント事業者にて渋谷消防署に禁止行為の解除承認申請書を提出頂きます。

美竹ブリッジ周辺 広告面積制限

スペース内に設置・掲出する広告物は最大広告面積(203.6㎡)内に、収めていただきます。

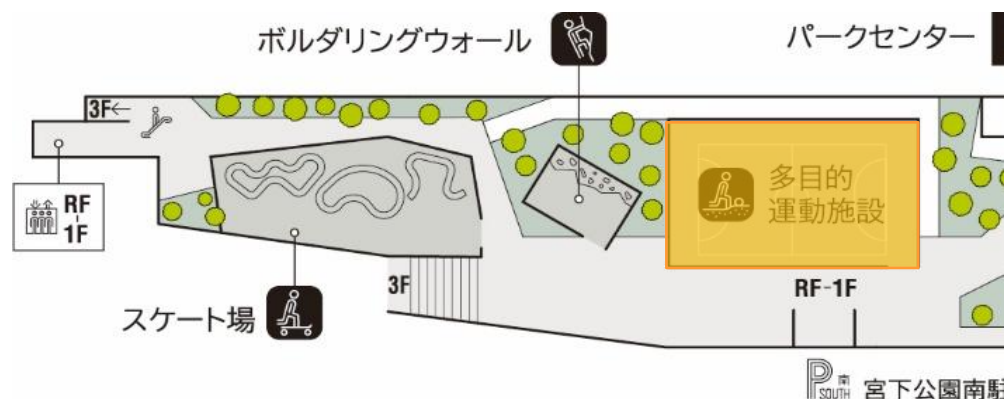
広告物には企業ロゴ等、企業名が入るものだけでなくデザインが入っているもの全てが該当いたします。

最大広告面積内におさめたレイアウトイメージ例



設置物（掲出広告面）	広告面積上限
美竹ブリッジ周辺約1,290㎡の1/4までとなる	203.6㎡

③多目的運動施設（約684m²）



協賛費単日
150万円＋諸経費

＋

< 諸経費（必須） >

- ・ 自主審査・第三者審査諸経費： 5万円
 - ・ 占用面積図作成費用： 5万円
 - ・ 都市公園占用許可申請代行費： 5万円
 - ・ 搬入・搬出時立ち合い費： 20万円～※
 - ・ 屋外広告物申請代行費： 5万円（広告掲出時）
 - ・ 屋外広告物許可申請手数料実費
- ※5㎡あたり3,220円／広告掲出時
- ・ 観客席（コート外芝生エリア）： 単日10万円
 - ・ カーリフト利用費： 時間、回数により変動
 - ・ 電源利用費： 1イベントあたり5万円

< その他オプション >

- ・ 施工時・搬出時公園利用費： 単日75万
- ※当日0時からの施工、最終日24時までの搬出は無料
- ・ スポーツ用備品等： 別途実費

※搬入・搬出時の警備人件費（1日1人10万円×2回＝計20万円）が必要となります。基本的には1名想定ですが規模により増員する可能性があります。

※カーリフトを利用する場合は別途利用費がかかります。

※テント等の公園備品を利用する場合は別途費用がかかります。

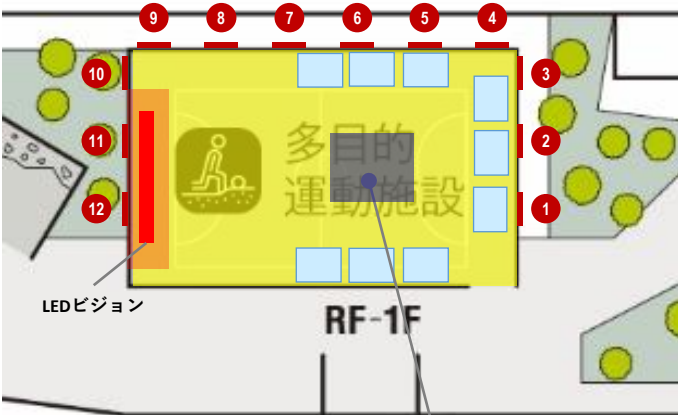
※スポーツ施設としての公園備品を使う場合は、別途実費を頂きます。

※エリア内でのペットボトル飲料以外の飲食行為は禁止です。商品を皿やカップに取り分けての商品提供も衛生上禁止とします。

多目的運動施設 広告面積制限

スペース内に設置・掲出する広告物は最大広告面積(171㎡)内に、収めていただきます。

最大広告面積内におさめたレイアウトイメージ例

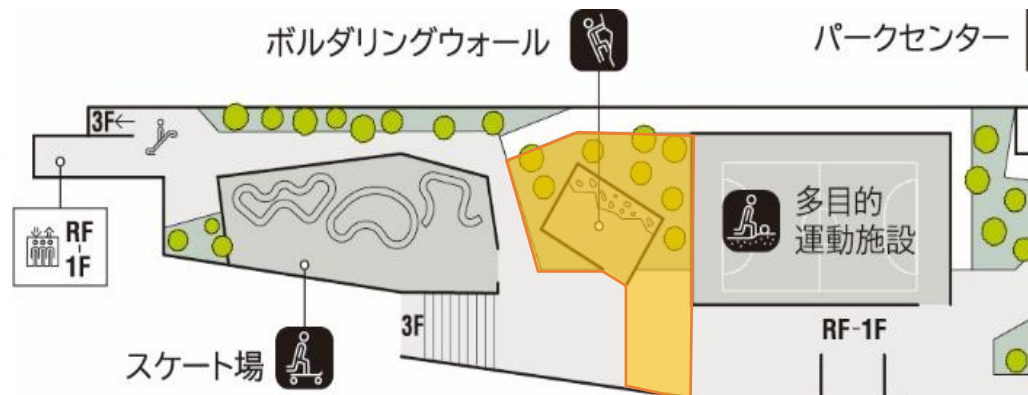


モニュメント (2m×4m 4面/32㎡)

設置物（掲出広告面）	広告面積上限	設置数	合計
ブース 表面積22.5㎡×3/10≒6.8㎡	6.80 ㎡	9張	61.2 ㎡
イベント幕 0.7m×3m=2.1㎡	2.1 ㎡	12面×両面	50.4 ㎡
LEDビジョン 最大サイズ：6.0m×4.5m=27㎡	27.00 ㎡	1枚	27 ㎡
モニュメント 1面2m×4m=8㎡：4面	32.00 ㎡	1台	32 ㎡
多目的運動施設約684㎡の1/4までとなる			171㎡

※該当しない設置物については、類似する設置物の条件を適用します。
※フェンスに広告物等を取り付けることは安全性を保つため、禁止となります。

④ボルダリングウォールおよび周辺（約302㎡）



※搬入・搬出時の警備人件費（1日1人10万円×2回＝計20万円）が必要となります。基本的には1名想定ですが規模により増員する可能性があります。

※カーリフトを利用する場合は別途利用費がかかります。

※テント等の公園備品を利用する場合は別途費用がかかります。

※スポーツ施設としての公園備品を使う場合は、別途実費を頂きます。

※マットに入る際は裸足又はゴム底の運動靴、ウォールに上がる際は専用シューズが必要です。（原則利用者にてご手配ください。）

※エリア内での飲食行為は禁止されています。

協賛費単日
100万円＋諸経費

＋

<諸経費（必須）>

- ・自主審査・第三者審査諸経費：5万円
 - ・占有面積図作成費用：5万円
 - ・都市公園占有許可申請代行費：5万円
 - ・搬入・搬出時立ち合い費：20万円※
 - ・屋外広告物申請代行費：5万円（広告掲出時）
 - ・屋外広告物許可申請手数料実費
- ※5㎡あたり3,220円／広告掲出時
- ・カーリフト利用費：時間、回数により変動
 - ・電源利用費：1イベントあたり5万円

<その他オプション>

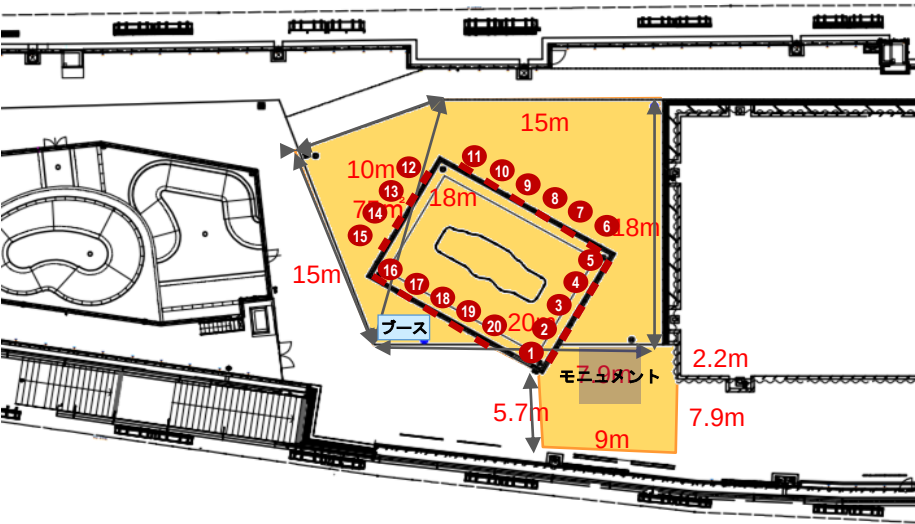
- ・施工時・搬出時公園利用費：単日50万

※当日0時からの施工、最終日24時までの搬出は無料

ボルダリングウォール 広告面積制限

スペース内に設置・掲出する広告物は最大広告面積(69.7㎡)内に、収めていただきます。

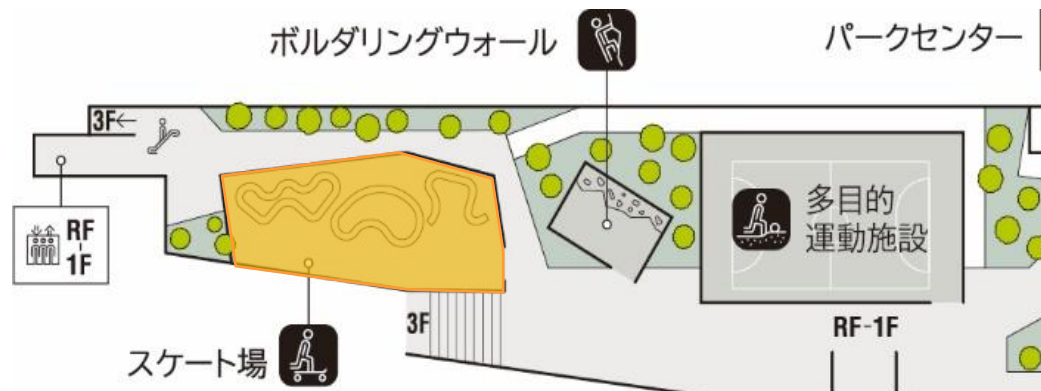
最大広告面積内におさめたレイアウトイメージ例



設置物（掲出広告面）	広告面積上限	設置数	合計
ブース 表面積22.5㎡(※)×3/10≒6.8㎡	6.80 ㎡	1張	6.80 ㎡
イベント幕 0.69m×1.12m=0.7728㎡	0.7728 ㎡	20面×両面	30.912 ㎡
モニュメント 1面2m×4m=8㎡：4面	32.00 ㎡	1台	32.00 ㎡
ボルダリングウォール約302㎡の1/4までとなる			69.7 ㎡

※該当しない設置物については、類似する設置物の条件を適用する。

⑤スケート場（約480㎡）



協賛費単日
150万円＋諸経費

＋

< 諸経費（必須） >

- ・ 自主審査・第三者審査諸経費： 5万円
- ・ 占用面積図作成費用： 5万円
- ・ 都市公園占用許可申請代行費： 5万円
- ・ 搬入・搬出時立ち合い費： 20万円※
- ・ 屋外広告物申請代行費： 5万円（広告掲出時）
- ・ 屋外広告物許可申請手数料実費

※5㎡あたり3,220円／広告掲出時

- ・ カリフト利用費：時間、回数により変動
- ・ 電源利用費： 1イベントあたり5万円

< その他オプション >

- ・ 施工時・搬出時公園利用費：単日75万

※当日0時からの施工、最終日24時までの搬出は無料

※搬入・搬出時の警備人件費（1日1人10万円×2回＝計20万円）が必要となります。基本的には1名想定ですが規模により増員する可能性があります。

※カリフトを利用する場合は別途利用費がかかります。

※テント等の公園備品を利用する場合は別途費用がかかります。

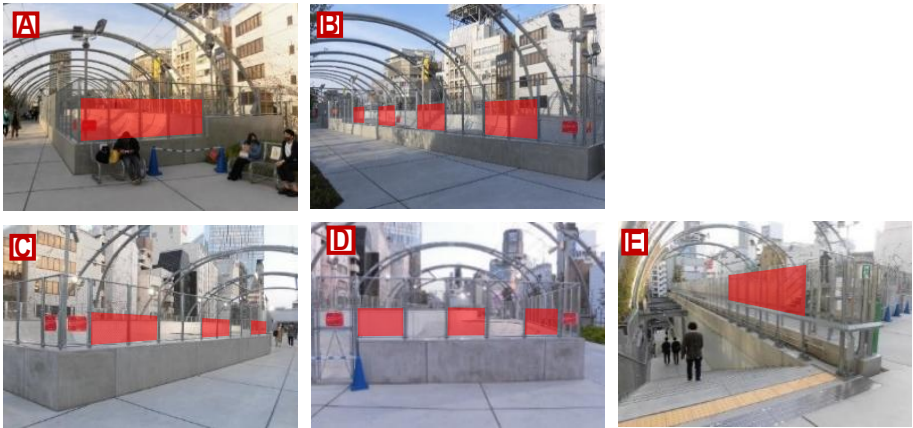
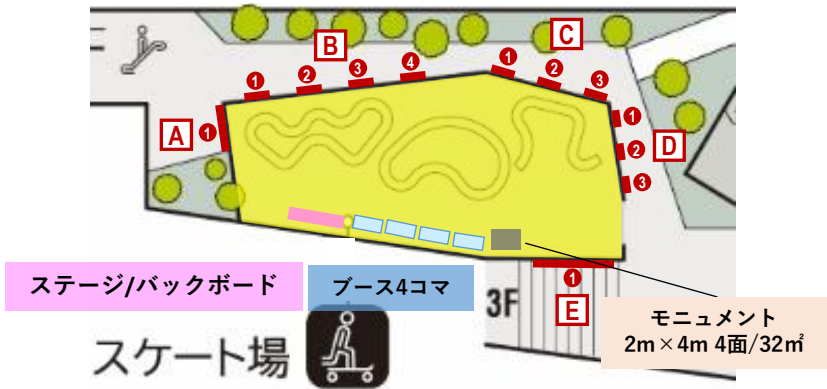
※スポーツ施設としての公園備品を使う場合は、別途実費を頂きます。

※エリア内での飲食行為は禁止されています。

スケート場 広告面積制限

スペース内に設置・掲出する広告物は最大広告面積(120㎡)内に、収めていただきます。
※床面へのシート貼りは不可

最大広告面積内におさめたレイアウトイメージ例

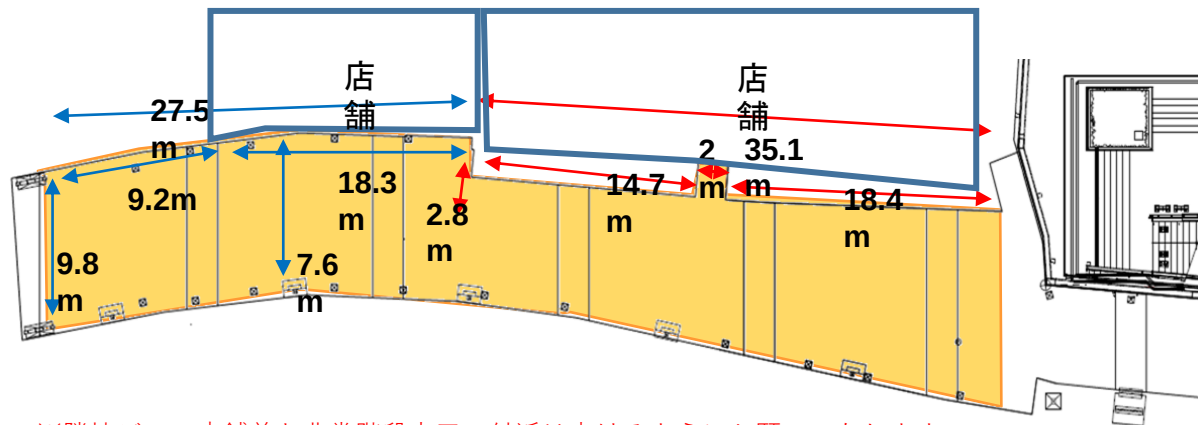


- 想定面積：A/4.2㎡ (H1.0m×W4.2m×1面) B/7.6㎡ (H1.0m×W1.9m×4面) C/3.783㎡ (H0.65m×W1.94m×3面)
D/1.794㎡ (H0.65m×W0.92m×3面) E/5.625㎡ (H0.9m×W6.25m×1面)
- 想定仕様：A～E / ターポリン、ハトメ加工、金網に結束バンドにて固定 (原状回復条件)

設置物 (掲出広告面)	広告面積上限	設置数	合計
ブース 表面積22.5㎡×3/10÷6.8㎡	6.80 ㎡	4張	27.2 ㎡
イベント幕			23 ㎡
ステージ/バックボード 10.0m×2.8m=28㎡	28.00 ㎡	1台	28 ㎡
モニュメント 1面2m×4m=8㎡：4面	32.00 ㎡	1台	32 ㎡
スケート場約480㎡の1/4までとなる			120㎡

※該当しない設置物については、類似する設置物の条件を適用する。

⑥1階遊歩道（約373.83㎡）



※隣接ビルの店舗前と非常階段出口の付近は空けるようにお願いいたします。
 ※通行の妨げにならず、人が通れるように通路は片側最低2.5mは空けるようにレイアウト調整をお願いいたします。



協賛費単日
 300万円＋諸経費

＋

<諸経費（必須）>

- ・自主審査・第三者審査諸経費：5万円
 - ・占有面積図作成費用：5万円
 - ・都市公園占有許可申請代行費：5万円
 - ・搬入・搬出時立ち合い費：20万円※
 - ・屋外広告物申請代行費：5万円（広告掲出時）
 - ・屋外広告物許可申請手数料実費
- ※5㎡あたり3,220円／広告掲出時
- ・電源利用費：1イベントあたり5万円

<その他オプション>

- ・施工時・搬出時公園利用費：単日150万
- ※当日0時からの施工、最終日24時までの搬出は無料

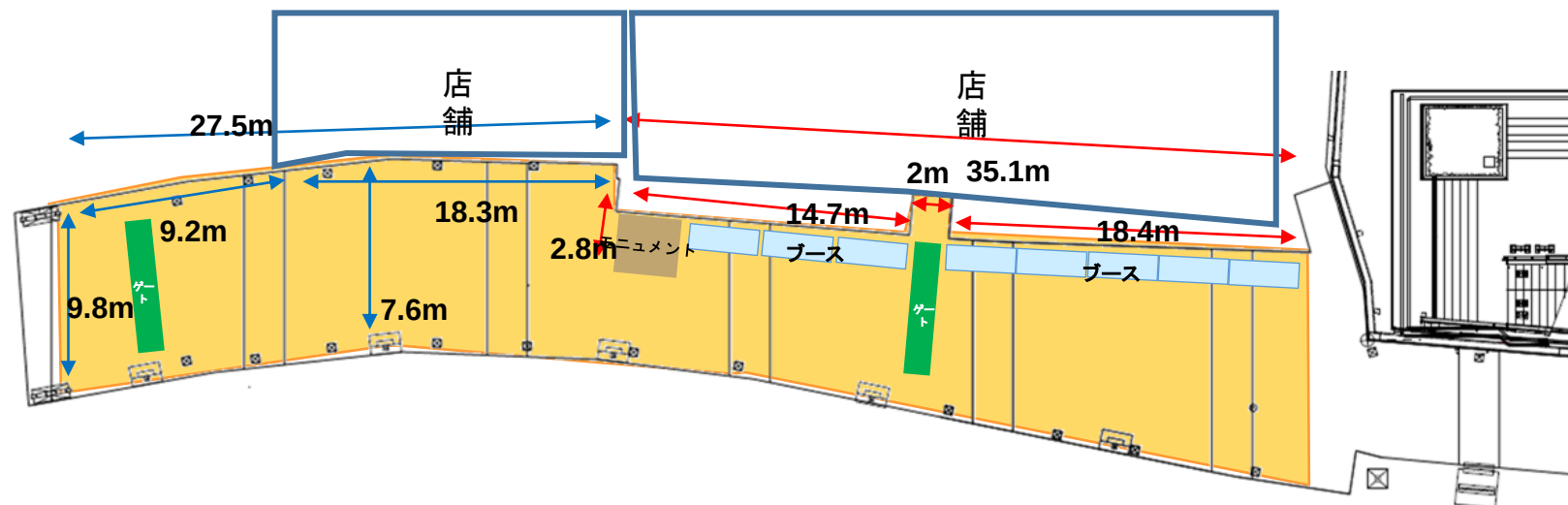
※搬入・搬出時の警備人件費（1日1人10万円×2回＝計20万円）が必要となります。基本的には1名想定ですが規模により増員する可能性があります。
 ※テント等の公園備品を利用する場合は別途費用がかかります。
 ※キッチンカー等を設置する際はイベント事業者にて渋谷消防署に禁止行為の解除承認申請書を提出頂きます。

1階遊歩道 (約373.83㎡)

スペース内に設置・掲出する広告物は最大広告面積(90.8㎡)内に、収めていただきます。

広告物には企業ロゴ等、企業名が入るものだけでなくデザインが入っているもの全てが該当いたします。

最大広告面積内におさめたレイアウトイメージ例



設置物 (掲出広告面)	広告面積上限
1 F 遊歩道約373.83㎡の1/4までとなる	90.8㎡

利用にあたってのご共有
(オプション含む)



特記事項 音量制限について

宮下公園内における
イベント時の音量制限は、
渋谷区の「騒音の規制基準」が定める

8-21時 60dbまで

を目安に守っていただけるようお願いします。
※音源直下10m地点での音量

またイベントの内容によっての判断となりますが
音源は21時で終了です。



騒音の規制基準（「環境確保条例」第136条、別表第13の1による）

区域の区分	用途地域	6時～8時	8時～19時	19時～23時	23時～6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	40	45	40	40
	第2種低層住居専用地域				
	AA地域				
	第1種文教地区				
第2種区域	第1種中高層住居専用地域	45	50	45	45
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	無指定地域（第1、第3区域を除く）				
第3種区域	近隣商業地域	6時～8時	8時～20時	20時～23時	23時～6時
	商業地域	55	60	55	50
	準工業地域				
	工業地域				
第4種区域	商業地域であって知事が指定する地域（注）	60	70	60	55

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

一 第2種区域、第3種区域または第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホームおよび認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。

二 保育所その他の規則で定める場所において、子供（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人をいう。以下この表において同じ。）および子供と共にいる保育者並びにそれらの人と共に遊び、保育などの活動に参加する人が発する次に掲げる音については、この規制基準は適用しない。

（一）声

（二）足音、拍手の音その他の動作に伴う音

（三）玩具、遊具、スポーツ用具その他これらに類するものの使用に伴う音

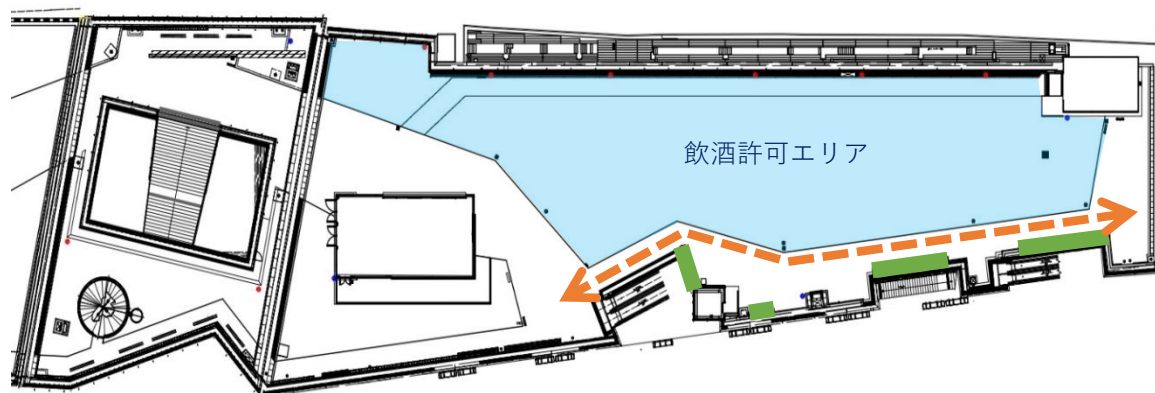
（四）音響機器などの使用に伴う音

（注）宇田川町22番、23番、道玄坂2丁目1番～6番、29番、30番、道玄坂1丁目4番のうち幅員18メートル以上の道路並びにその境界から10メートル以内

特記事項 飲酒について

渋谷区の路上飲酒禁止に関する条例により
宮下公園内の一部エリアでは**午後6時～翌朝5時までの飲酒と酒類の販売を禁止**しております。

例外として、**芝生ひろばでの催事の際は周囲への注意喚起をする上で**午後6時以降も飲酒と酒類販売が可となります。
※事前の申請が必須のため本番一か月前に必ずお伝えいただき、注意喚起は以下に従ってイベント側で行ってください。

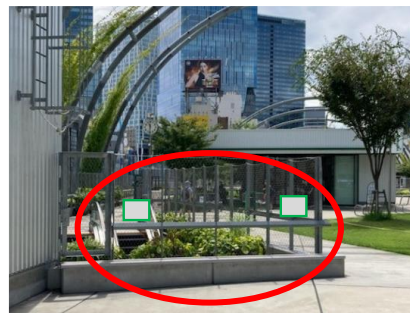


利用者にて『路上飲酒の解除申請』を1ヶ月前までに区役所への申請が必要です。

届出先：渋谷区役所 防災課・安全対策課
申請期限：開催の1か月前

スタッフ巡回（利用者手配）
芝生エリア外は飲酒禁止の声掛け

芝生エリア近くのベンチ各所に注意喚起サインを掲出（フェンスに複数枚取付）



参考（渋谷区 条例・規則）

- ・渋谷駅周辺地域の安全で安心な環境の確保に関する条例（外部サイト）
- ・渋谷駅周辺地域の安全で安心な環境の確保に関する条例施行規則（外部サイト）

公園電源図 (4階)

公園内の芝生エリアに設置されている電源は次の通りです。

①1,500W×12か所 計24口 ②C型 30A 6口+3口+3口 計12口

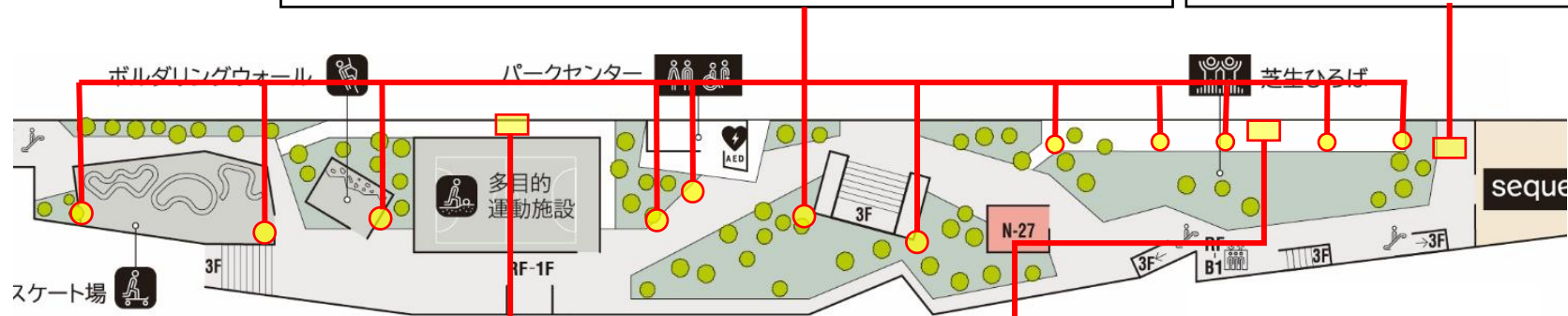
発電機利用の場合は消防署への申請を行ってください。

防振タイプの発電機であっても3階飲食フロアのテナント様に影響が出る場合は利用を停止させていただく場合がございます。

1,500W×12か所



C型 30A 6口



C型 30A 3口



C型 30A 3口



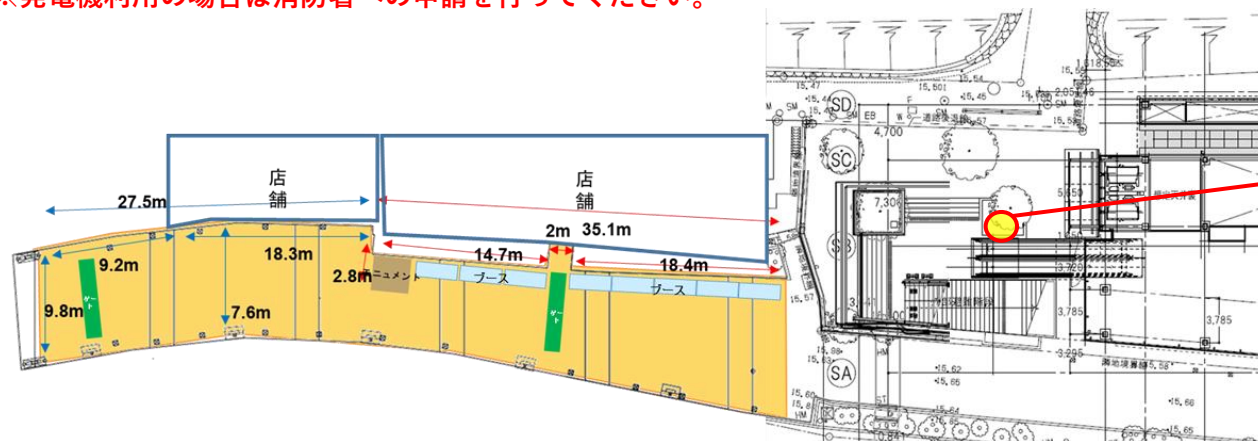
公園電源図（1階遊歩道）

1階遊歩道エリアに設置されている電源は次の通りです。

20 A 250 V（使用可能ワット数：約3,000W）×1口

※100 V 機器を使用する場合は別途変圧器をご用意いただく必要があります。
現地ロケハンの上、ご用意が必要な機器・コンセント等のご確認をお願い致します。

※発電機利用の場合は消防署への申請を行ってください。



＜コンセント規格＞
20 A 250 V / WK 6520
適合キャップ：WF 8520



【200 V 機器をご使用の場合】

- ・単相200 V 20 A対応のコンセントをご用意ください。

Panasonic WF8520



＜参考＞
適合キャップ：WF 8520

【100 V 機器をご使用の場合】

- ・単相200 V 変圧器をご用意ください。
※100 Vへ変換後は15 A程度の使用電力になります。

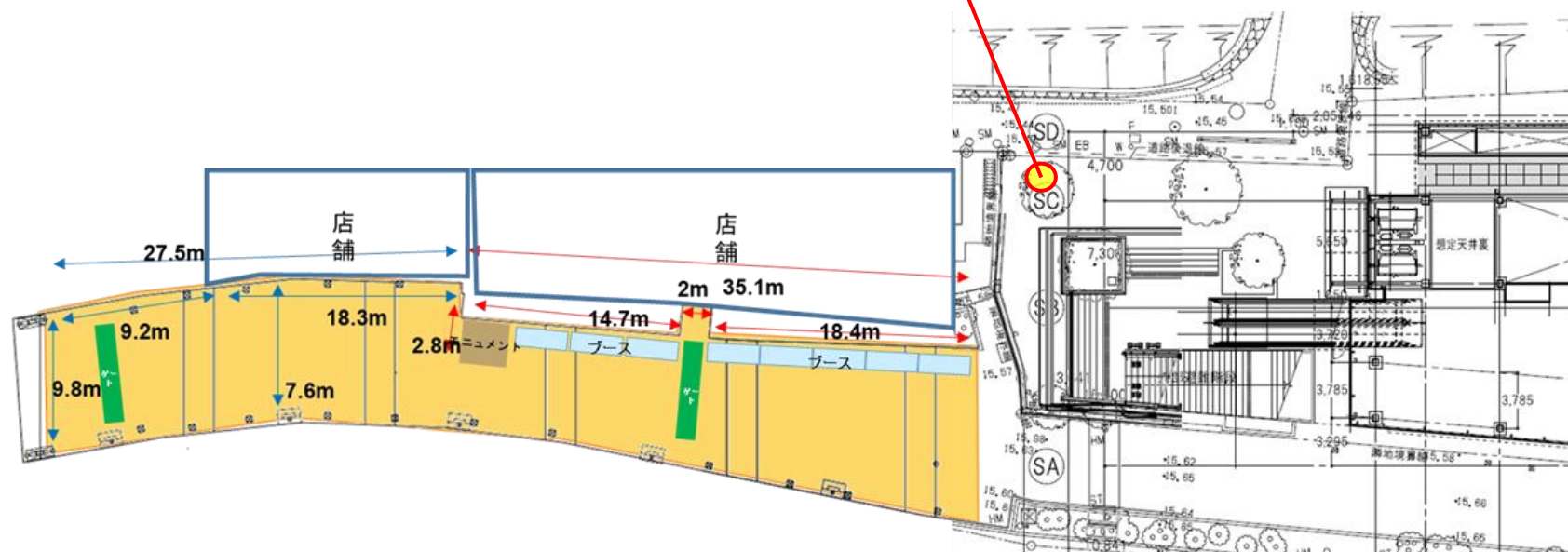


イメージ

＜参考＞
降圧トランス

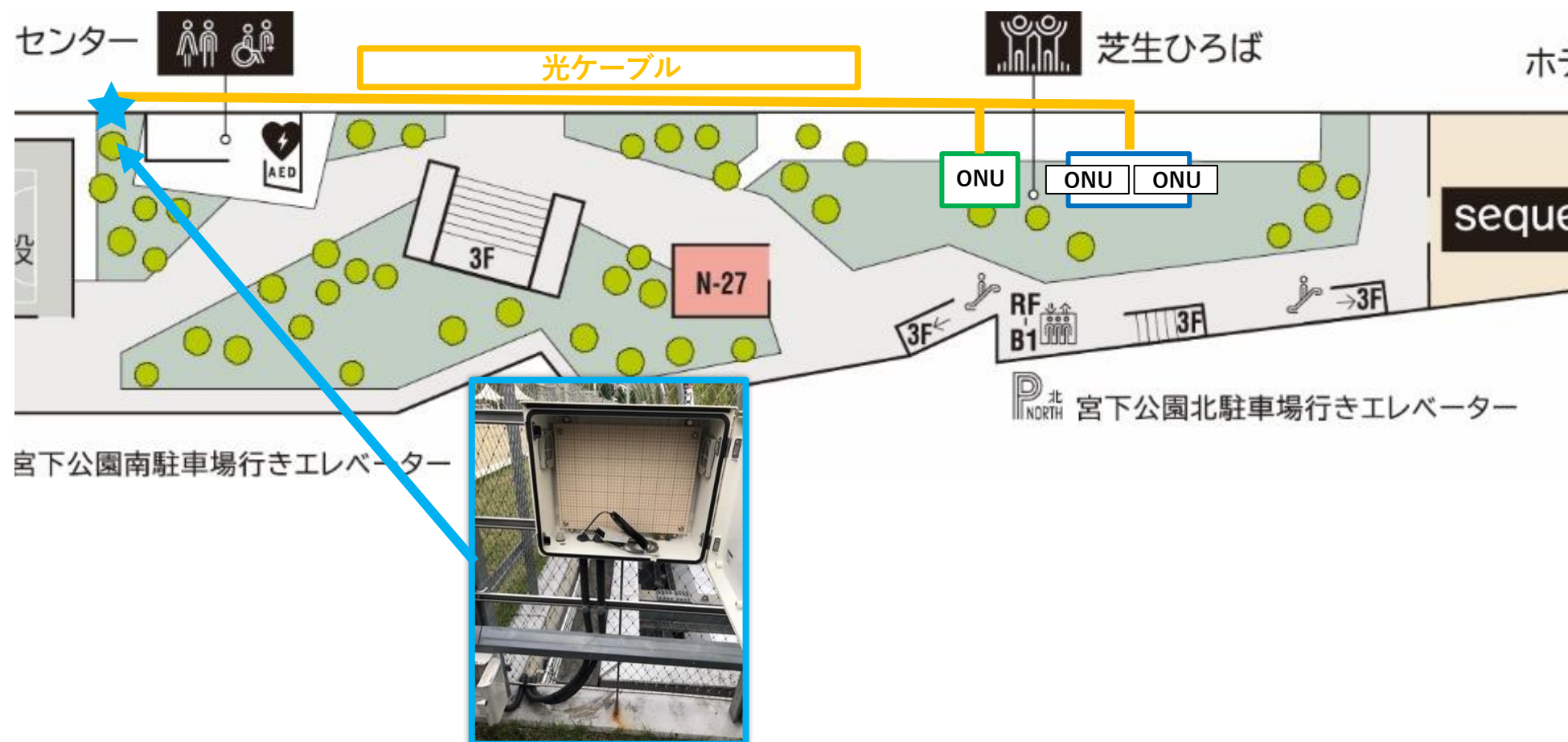
※100Vの電源も1口ご用意がございます

※100V / 1500W ×1箇所



ネット環境 ケーブル配線イメージ

ネット環境のご用意はありますが、利用の際はイベント主催者様に回線工事の手配をしていただく必要があります。
ネット回線利用時はその旨をご連絡いただいた後に、NTT東日本へ直接ご連絡をお願いいたします。

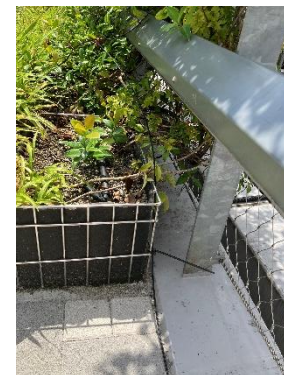


ネット環境（4階のみ）

配線作業はパークセンター屋上を通して、芝生ひろばまでフェンスの外を回す形で光ケーブルを配線



芝生ひろばまでは、光ケーブル保護のためPF管にて配線することを推奨。また、柵の何箇所かに紐などで固定。

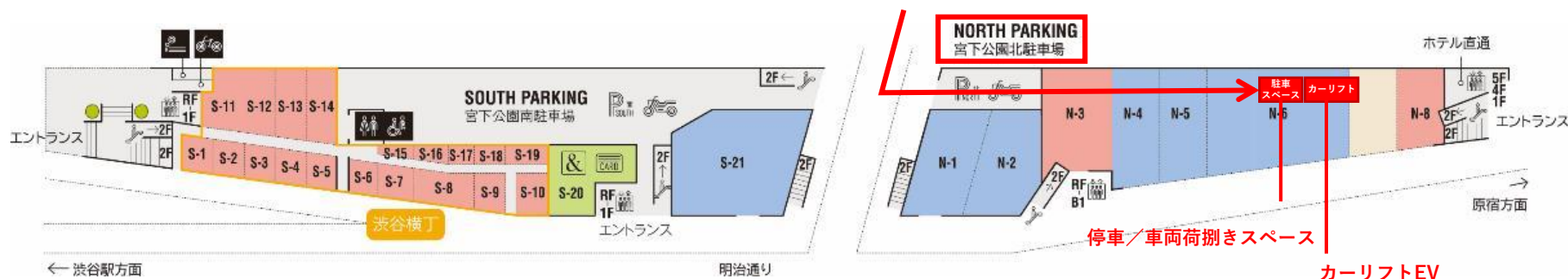


PF管イメージ画像



カーリフト／地上から公園へ移動する際のルート

●北駐車場入口より、必ず左折で入場してください。入場後は直進してカーリフトエレベータ前まで移動してください。（入口高さ制限2.8m）

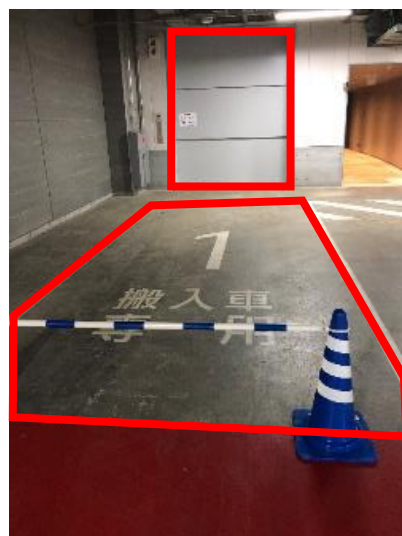


アクセス



<https://www.miyashita-park.tokyo/access/>

車両荷捌き



搬入出について

- ・車両荷捌きは1台分のみのスペースがあります。その他の車両については荷下ろし後車両を速やかに移動してください。
- ・搬入口は北側のみご利用いただけます。
- ・駐車場入り口の高さ制限：2.8m
- ・4tトラックロングボディ等の全長8m以上の車両の進入は不可です。
- ・カーリフトの操作は公園管理者が行います。
- ・カーリフトを使用する際は「カーリフト使用許可申請書」を事前に提出してください。
- ・カーリフト利用にあたり立ち合い人件費が別途発生します。

<カーリフトサイズ>

内寸：W2,700×D6,700×H3,550

※駐車場入り口の高さ制限は2.8mとなります。

最大積載量：7,000kg

<搬入出時間>

搬入可能時間：～8時まで

搬出可能時間：23時以降

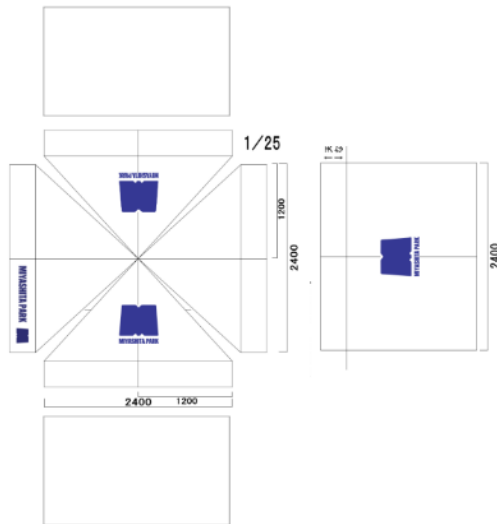
MIYASHITA PARKでの撮影で、搬入や移動時に「美竹通り」を横断する際、横断歩道を渡らず、横断した事例がございました。
「美竹通り」南側⇄北側を横断する場合は道路交通法に従い、横断歩道を渡ってください。場合により作業を中止いただくことが御座います。

備品の貸し出し（有償）

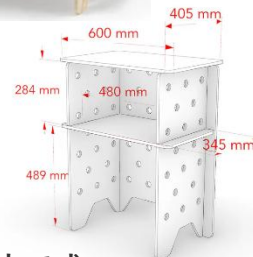
事前申請の方に限り、公園にて以下の備品の貸し出しを行っております。

備品は1階の宮下北駐車場の階段下に保管しておりますので、使用される方は移動作業からご対応お願いいたします。

No.	備品	数量	備考
1	ワンタッチテント（2400×2400）	4張	横幕（1帳につき4枚）、ウエイト付
2	ワンタッチテント（2400×3600）	7張	横幕（1帳につき4枚）、ウエイト付
3	組み立て式カウンターテーブル（W600×D405×H760）	36個	組み立て式
4	電源ドラム	3個	30m 屋外用防雨型
5	延長コード	14本	3口 屋外用防雨型
6	ベンチ（W1800×D503×H709）	6台	組み立て式



テント展開図



組み立て式
カウンターテーブル
36個



ウエイト（20kg）
直径300mm、高さ100mm



ベンチ（組み立て式）
W1800×D503×H709



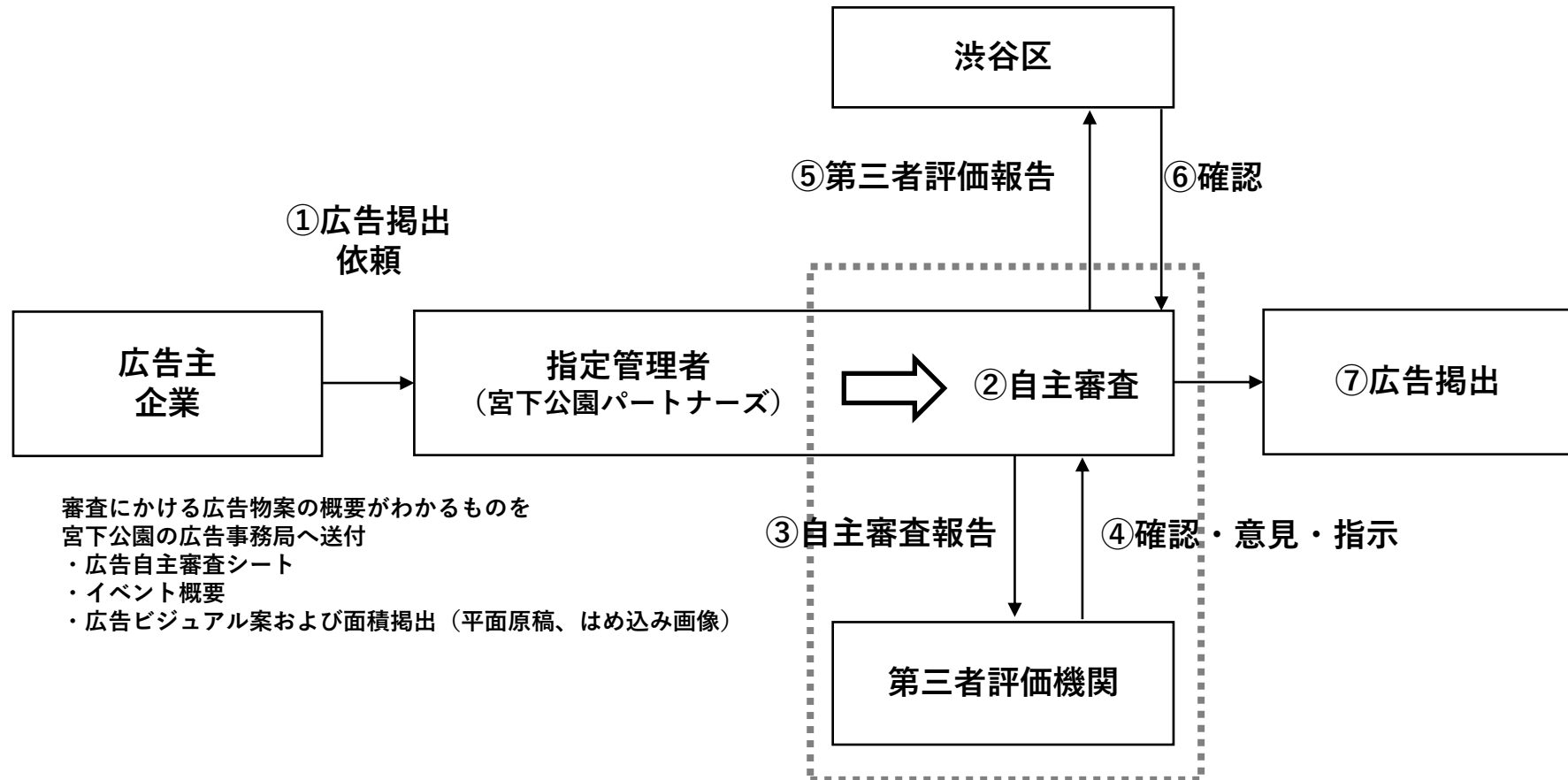
屋外用コードリール30m
3個



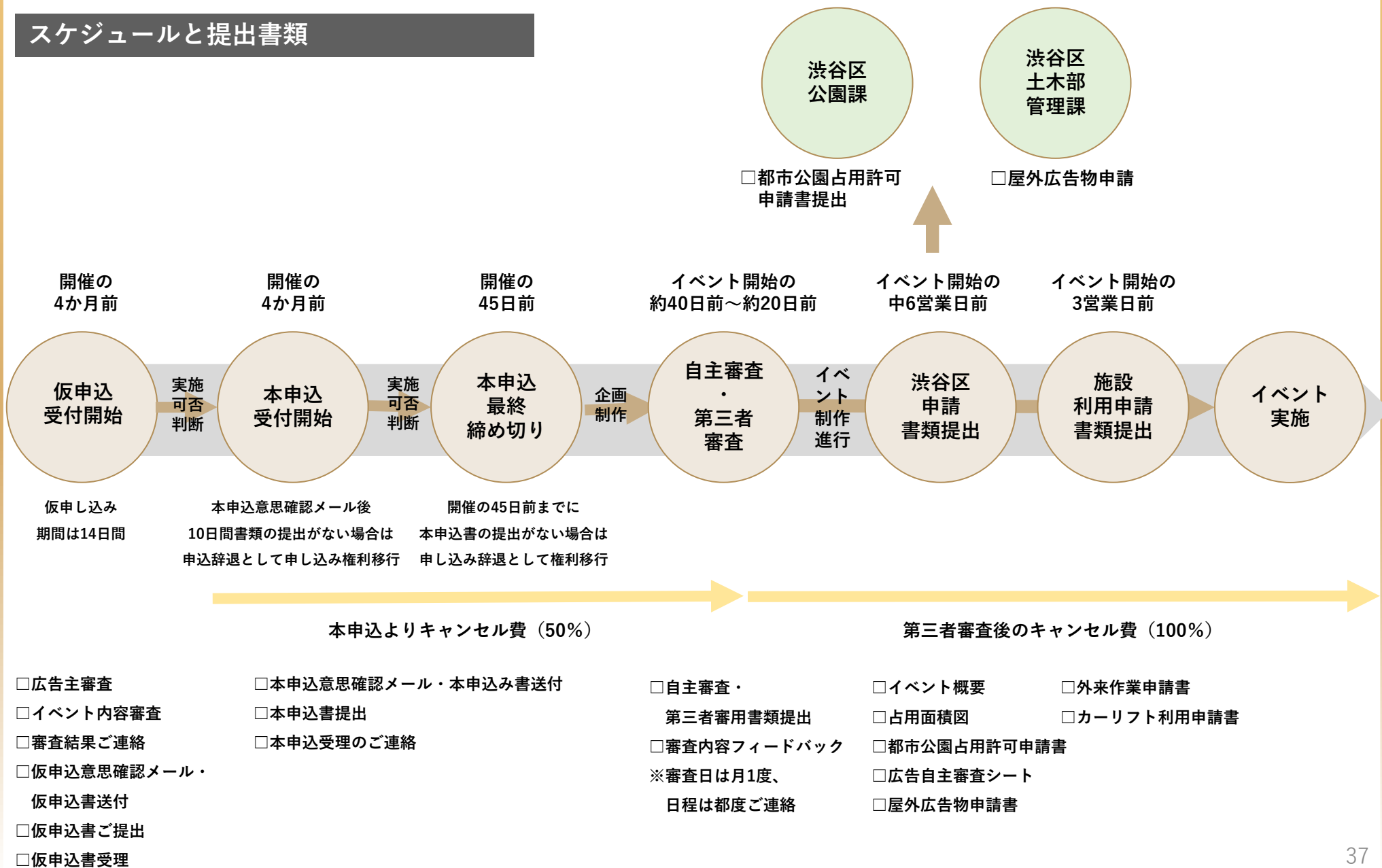
防雨延長コード3口10m
14本

利用申し込みについて

審査スキーム



スケジュールと提出書類



ご予約に関して

「仮押さえ」については都度ご相談ください。

複数日程や長期的な仮押さえはお受け出来ません。仮押さえ期間は基本**2週間**とさせていただきます。

「仮申込書」の提出と受理のメールによって仮押さえといたします。

「本申込書」の提出と受理のメールによって正式予約となります。

利用者様によるお申込みの取り消しにはキャンセル料金が発生します

- ・利用者都合でのキャンセルは原則メールでのご連絡をください。ご連絡時点での適用のキャンセル料の確認をいたします。
- ・ご連絡は【平日10時～18時】にお願いします。
- ・キャンセル時点で発生している実費がある場合はキャンセル料とは別に申し受けます。
- ・キャンセル成立後7営業日を目安として事務局よりキャンセル料の請求書を発行します。
- ・キャンセル料金は「本申し込み」成立後から50%、第三者審査実施後からは100%になります。

ご利用にあたっての条件および遵守事項

1. ご利用条件

1-1 前述した、宮下公園パートナーズ主催イベントにご協賛頂くことが条件となります。

- ・企業のプロモーションのためだけに区立宮下公園を使用することはできません。
- ・プロモーションを実施するには、渋谷区が掲げる以下のようないずれかの目的で宮下公園パートナーズが主催する自主事業イベントに協賛して頂く必要があります。

以下例＜渋谷区が掲げるイベントで感じられるテーマ＞

- ①成熟した国際都市 ②ダイバーシティ ③サステナビリティ
- ④愛せる場所と仲間を誰もが持てる街へ（空間とコミュニティのデザイン） ⑤あらたな文化を生み続ける街へ（文化・エンターテインメント）

※例外

- ・国、都道府県又は市町村（以下「地方公共団体等」という）が行う公益目的のイベント
- ・その他の団体が行う公益目的のイベントで地方公共団体等が共催または後援するイベント

1-2 責任ある運営体制で下記について責任ある対応ができる責任者を配置すること。

- ・利用申込からイベント後の原状復帰まで、イベントの全体を掌握できること
- ・公園管理事務所から常に連絡を取ることができること
- ・利用期間中に常駐すること ※設営・撤去を含む
- ・周辺地域やイベント参加者からの苦情に適切に応じること
- ・主催者、運営担当者やイベント参加者の指導監督を行うこと（あらかじめ利用条件等の遵守事項の周知徹底を図ること）

（ご注意） イベント利用者が協力会社に運営を丸投げして責任者が全体を掌握せず、当日のトラブルや公園管理事務所及びイベント事務局からの指導に適切に対処しないような場合、実施中のイベントの即時中止及び次回以降の利用をお断りすることがあります。責任者から各運営担当者等への指揮命令系統が整理されていなければなりません。

ご利用にあたっての条件および遵守事項

1-3 安全対策を講じること

■ 事故防止

- ・設営～本番～撤収の全行程につき事故予防ならびに安全対策を適切に講じなければなりません。
- ・資材搬入等のための車両進入時には、監督員の配置等、事故防止策を講じなければなりません。
- ・火気器具等（液体・個体・気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、火消しつぼ等）を使うイベントは実施できません。
- ・食品を提供する場合、食品衛生法に基づく営業許可が必要な場合があるため、保健所にお問い合わせください。
- ・酒類を提供する場合は、未成年者及び自動車のドライバーに提供しないことを明示しなければなりません。
- ・4mを超える造作物の設置については、建築確認申請が必要になる場合があり、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課にお問い合わせください。

■ 事故発生時の対応

- ・事故発生時は速やかに公園管理事務所に報告するとともに、警察や消防等関係機関への通報やイベントの中止等、適切に対処しなければなりません。

■ 事故発生時の責任

- ・イベントの開催を原因として発生した事故等への対応として、イベント保険への加入をお勧めします。

1-4 公園の一般利用者及び周辺地域への配慮がなされていること

- ・ステージやブース等は、一般利用者の通行や、公園内飲食テナントの営業を妨げないように配置しなければなりません。
- ・公園の一般利用者の迷惑となる行為（勧誘行為、募金や署名の働きかけ、通行を妨げる行為、風紀を乱す行為等）は禁止します。
- ・公園周辺の住宅や事務所等の迷惑となるような大きな音を発生させてはなりません。音が出る場合、事前の周知徹底をお願い致します。
- ・規制内の音の大きさであっても公園周辺の住宅からのご意見を反映し対応をお願い致します。
- ・来園者の行動を規制する立ち止まりの禁止などの制限を設けることはできません。

ご利用にあたっての条件および遵守事項

1-5 芝生保全のための制約を守ること

芝生が損傷すると回復に時間がかかり、公園利用に支障が生じるため、次のとおり制約を設けています。

- ・大規模なイベントに伴う踏圧や擦り切れによる芝生の損傷を軽減するため、大規模イベント後の利用を認めない場合があります。
- ・ステージなどの工作物を設置する場合は、芝地の陥没防止のためコンパネを敷くなど面による保護をしなければなりません。通路や足元等は、マット等で養生し、極度の損傷を防止しなければなりません。
- ・芝生の状態により養生のため、芝生ひろばの利用ができない場合があります。
- ・雨天時の利用は特に芝生を損傷しやすいため、降雨が予想される場合は、公園管理事務所からの対策の指示に従ってください。
- ・芝生ひろば及び公園が設定するエリアにおいて、1 mあたりの耐荷重を超える重量物等の設置は禁止します。

1-6 清掃、原状回復を行うこと（イベント実施したすべての場所）

- ・イベント終了後は清掃を行い、ゴミ類は全て持ち帰らなければなりません。※イベント参加者が放置した氷や生ゴミ、汚水、放置したゴミ等もイベント出展者が責任を持って片付けなければなりません。
- ・公園の植物・構造物・設備・貸出備品類の損傷や紛失、汚れ（以下「損傷等」という。）が発生したときは、原状に復さなければなりません。
- ・調理を伴う場合は、ブルーシートやマットを敷く等、汚れ防止策を講じてください。
- ・損傷等が発生したときは、速やかに公園管理事務所に連絡してください。
- ・イベント終了後、損傷等がないか公園管理事務所の確認を受けてください。
- ・清掃、修理、復旧等は、主催者の責任において行うか、その損害を賠償しなければなりません。

（損傷等の例）

- ・搬入車両による芝生の損傷、ポールや街灯との接触による破損 ・飲食物の廃液による舗装面の汚れ 等

ご利用にあたっての条件および遵守事項

1-7 目的外の行為の禁止

イベントの公益目的と関係ない行為は、原則として認められません。例外的に許容できるものは概ね次のとおりです。

- イベントの目的と直接関係ない飲食物の販売
 - ・イベント本体よりも目立たない規模・配置とすること。
- 協賛企業の宣伝行為
 - ・協賛企業の商品やサービスの展示、サンプル配布等のためのブースの設置は、イベント本体よりも目立たない規模・配置とすること。
 - ・サンプル配布等はブース内のみとし、ブース外における来園者への契約・勧誘・アンケート等の行為は、ブースの内外を問わず禁止する。
 - ・看板や配布物への協賛企業名の表記は、イベントの内容より目立たない程度にすること。
- 募金箱の設置等
 - ・募金活動は、イベントに付随するものと認められる範囲で、公共の福祉の増進に資するものは可能。その他、大規模災害復興支援を目的としたものも可能。
 - ・募金の方法は、ブース内への募金箱の設置に限り、声出しやブース外での活動は禁止する。
- その他
 - ・熱中症対策のための団扇の配布等、イベント参加者のために必要と認められるものは可能。

1-8 譲渡・転貸の禁止

出展者は、公園管理者の許可の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸してはなりません。

1-9 免責

天災地変、疾病または感染症の流行の恐れ（新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などを含みますが、これに限りません）、ストライキ、暴動、内乱、戦争その他公園管理者の責めに帰することのできない事由（以下「不可抗力」といいます）によってイベントを実施できなくなった場合の損害について、公園管理者はその責任を負いません。また他の利用団体の不適切な利用により公園施設が損傷し、イベントの開催に支障が生じ、開催できなくなった場合の損害について、公園管理者はその責任を負いません。

ご利用にあたっての条件および遵守事項

2. 許可の取消

次のいずれかに該当する場合は、イベント開催の許可又は仮設工作物設置の許可を取消し、今後の利用を認めない場合があります。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき
- (2) 施設や付帯設備・備品を破損、滅失する恐れがあると認められるとき
- (3) 渋谷区都市公園条例又はこれに基づく規則等に違反したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (5) 許可条件に違反したとき
- (6) 指定された期日までに使用料を支払わないとき
- (7) 主催者/公園管理者/イベント事務局の指示に従わないとき
- (8) その他公園の管理運営上、支障があると認められるとき

3. 各種申請

次の申請については事務局にて代行させていただきます。

- (1) 公園の占用申請
- (2) 屋外広告物申請

※申請に必要な書類については制作をお願いします。

(例) 公園の占用申請：実施概要・運営体制・運営方法・設置物のパース・設置図面・設置物の安全対策・緊急連絡先・新型コロナウイルス感染症対策等の運営マニュアル

(例) 屋外広告物申請：広告物のデザイン・面積・設置場所

※その他、保健所への申請、消防への申請、建築物申請などはイベント事務局で代理はできません。

注意事項／禁止事項

■ご利用にあたっての注意事項

- ・付近の道路や施設内に関係車両を駐車することはできませんので、施設内の駐車場または近隣の駐車場をご利用ください。(有料)
- ・イベント実施のエリア外での園路などからの撮影などの利用はできません。
- ・道路上での撮影については、別途、道路使用等の許可が必要となる場合がありますので、関係機関に問い合わせください。
- ・公園を損傷する、または汚損する行為はご遠慮ください。
- ・ゴミはお持ち帰りください。
- ・利用時間中において発生した事故、盗難、破損等については、すべて利用者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期してください。

■ご利用にあたっての禁止事項

- ・園内での喫煙 ※園内は全面禁煙です。
- ・火気の使用、危険物の持ち込み
- ・ラジコン・ドローン（無人航空機）の操縦
- ・公園から落下する恐れのある設置物の使用
- ・公園の現状を変更すること
- ・障害、殺人、自殺（未遂シーンを含む）などの暴力シーンを撮影すること
- ・裸体、下着姿、その他公序良俗に反する行為等の撮影を行うこと
- ・撮影のために、植え込みや申請場所以外に立ち入ること
- ・近隣住民に迷惑となるような大音量を出すこと ※音を出す場合は事前にご相談ください。当日立ち合いスタッフが音量の確認をいたします。
- ・その他、管理運営上、不適当と認める行為

上記事項が遵守されない場合は、当該許可を取り消し、次回以降の使用をお断りする場合があります。

イベント時広告物掲載基準

渋谷区立宮下公園自主事業イベント時広告物掲載基準

(趣旨)

渋谷区立宮下公園自主事業イベント時広告物は、公共性が高い公園に掲出され、公園利用目的で訪れる利用者の目に触れるものとなるため、美観風致を損ねず、公園を利用する者の妨げにならないように基準を定め、広告掲載の可否については、この基準に基づき判断を行うものとする。

自主審査の基準（宮下公園自主事業イベント時広告物ルール）

指定管理者が行う宮下公園自主事業イベントにおいて掲出する広告物等の適正な管理を行うため、指定管理者及び広告業務に精通する有識者による自主審査と、自主審査内容に対して景観等に関する有識者からなる第三者評価機関による確認・意見・指示を行う審査体制のもと、審査にあたる。

その審査の基準を以下の通り定める。なお、法令などの新設、改廃、そのほかの事情の変化によって利用者の了承を得ることなく本基準の規定を予告なく変更することがある。

1. 規制業種

次に掲げる業種、又は事業者の広告は掲載できない

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する風俗業その他これに準ずる業種
- ・風俗営業類似の業種
- ・消費者金融業
- ・たばこ
- ・酒類

ただし、下記の条件を満たせば、掲載を許可する。「未成年者の飲酒は法律で禁じられています」「お酒は20歳になってから」等、未成年飲酒防止の但し書きを付加すること。

また、自主事業イベントと重なる期間での公園広告（広告板）についても、同様の但し書きを付加すれば掲載を許可する。

- ・ギャンブルにかかもの（公営競技及び宝くじを除く）
- ・規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- ・法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- ・興信所、探偵事務所等
- ・占い、運勢判断に関するもの
- ・宮下公園パートナーズが不適切と判断した場合

イベント時広告物掲載基準

渋谷区立宮下公園自主事業イベント時広告物掲載基準

2. 広告掲載基準

下記に定める内容の広告は掲載することができません。

2-1 一般的基準

- ・法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- ・消費者保護に反するもの又はその恐れがあるもの
- ・人権侵害、差別、及び名誉毀損の恐れがあるもの
- ・他を誹謗中傷又は排斥するもの
- ・風俗営業等の規制、業務の適正化等に関する法律（昭和23年法令第122号）に規定する風俗営業および性風俗関連特殊 営業等に係るもの
- ・法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ・非科学的又は迷信など、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れがあるもの
- ・政治活動、宗教活動、及び個人的宣伝等に係るもの
- ・意見広告などで国内世論が大きく分かれているもの

イベント時広告物掲載基準

渋谷区立宮下公園自主事業イベント時広告物掲載基準

2-2 公序良俗（青少年保護、育成の観点）

- ・水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性がないもの。ただし広告内容に関連するなど、表示する必要があるものは都度検討する
- ・暴力、犯罪を肯定し、助長するような表現
- ・暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
- ・不快感を与える恐れのあるデザインでないこと。
- ・身体等の一部を強調するようなデザインでないこと。
- ・違法賭博、ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く）等を肯定するもの
- ・誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表示
- ・射幸心を著しく煽る表現
- ・虚偽の内容を表示するもの
- ・法令等で認められていない業種、商法、商品
- ・国家資格等に基づかないものが行う療法、施術等
- ・責任の所在が明確でないもの
- ・広告の内容が明確でないもの
- ・国、地方公共団体、その他公共機関が広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現内容を含むもの

イベント時広告物掲載基準

渋谷区立宮下公園自主事業イベント時広告物掲載基準

3. 公園の景観に配慮したデザインガイド

(来園者への配慮)

- ・公園本来の利用・活動の妨げとならない、景観を損なわない内容であること。
- ・来園者の安全を阻害するおそれのないものであること。
- ・来園者の誤解を招くような内容ではないこと。(イベント時広告物としふさわしい内容)
- ・来園者及びイベント参加者にとって、イベントの理解に資するものであること。(広告物の掲出面積制限)
- ・掲出できる広告物の面積を表1の通り定める。(記載以外については指定管理者判断になる旨)
- ・その他、宮下公園パートナーズが必要と認めた要件を満たすものであること。
- ・宮下公園パートナーズが不適切と判断した場合については、掲載を認めない

公園の景観に配慮したデザインガイド(広告物の掲出面積制限)について、掲出可能な広告物の面積を以下の通り定める。

イベントにおける設置物の種類ごとに、設置物に対して掲出可能な広告物の面積を定める。

ブース／1張につき、6.80㎡以下

ゲート／1基につき、2.2㎡以下

ステージ、バックボード／1台につき、28㎡以下

モニュメント／1台につき、32㎡以下

LEDビジョン(広告映像が投影されると想定し、ビジョン1枚の面積を制限)／1枚につき、27㎡以下

イベント幕(広告面となることを想定し、イベント幕1枚の面積を制限)／各イベントスペースごとに制限

多目的運動施設／イベント幕1面につき、2.1㎡以下

ボルダリングウォール／イベント幕1面につき、0.78㎡以下

スケート場／イベント幕1面につき、7.6㎡以下

「出店」に関する注意事項

出店における基本的な注意事項

- ・出品物の販売は出店者様がを行い、商品と売上金等の管理は、出店者様の責任で行ってください。
- ・出店者様の持ち物の盗難など宮下公園側では責任を負いません。
- ・釣り銭などは各自ご用意ください。
- ・過去に食品衛生法、またはこの法律に基づく処分を受けた事がある方は販売不可。
- ・アルコール類の販売は未成年、車運転でないか確認のうえ販売を行ってください。
- ・ゴミは必ず各出店者様でお持ち帰りください。撤収完了後にゴミが残っているブースには後日処理代金を頂戴します。
- ・販売時の紙袋・ビニール袋等は、各店でご用意ください。
- ・台車や手押し車は会場に用意しておりません。各出店者でご用意ください。

会場利用における注意事項

- ・屋根無しの完全屋外スペースですので、荒天時の対応は各出店者様でお願いいたします。
- ・車両入場から退場するまでは、公園内の芝生や草花、木などを傷つけないよう配慮ください。
- ・テントやタープを使用される場合、ペグの使用はできません。(公園利用禁止事項)設置の際は、30Kg以上のウェイトをお持ち込みください。
- ・油污れ等が床の汚れが予想されるブースの場合、下地にビニールシートを敷くなど、汚濁防止のご協力をお願い致します。
- ・のぼり旗やメニュースタンドなど風で飛ばされやすい装飾品の設置は禁止いたします。

水道・給排水の使用について

- ・水道や給排水はございません。すべてお持ち帰りいただき処分をお願いします。

「出店」に関する注意事項

BGMなどの音量による注意事項

・キッチンカーでBGMを使用する際は、公園利用者の迷惑にならない程度の適度な音量でご使用願います。※必要に応じて公園管理者よりご指示させていただく場合があります。

荒天時における注意事項

・会場は強めの風が吹く可能性があります。什器類などには必要な重量を持たせるなど十分な風対策を御願い致します。

※状況によって安全性が確保されていないと判断した場合は出店を中止・中断をお願いする場合があります。予めご了承ください。

・気象予報に基づき、お客様や出店者様に被害が生じる可能性がある判断した場合、開催前日、当日問わず、出店販売の中止・中断をお願いする場合があります。

食品及び飲料の取り扱いについて

●販売可能な食品について

・菓子類（生菓子不可） ・魚の干物など塩乾物（一夜干し等要冷蔵品は不可）

・調理・加工が簡単なもので、提供前に加熱処理が行われているもの

●販売できない食品について

・生野菜、果物、クリーム等(既製品は提供可)の生物

※火気を使用する商品、温度管理が必要な商品は必ず申請が必要になります。事前をお願いをしている提出書類に記載を行ないご提出ください。

※出店いただく取扱い商品に関しては、都度保健所への確認、指導のもと適切な取り扱いをお願いいたします。

●食中毒対策

・食品を扱う前は、アルコールスプレー等で必ず手指の消毒を行ってください。 ・開始前は必ず、手指等を洗浄、消毒してください。

・食器等はできる限り、使い捨てのものを使用してください。

●食品表示について

・食品を販売する場合、本イベントでは食品表示ラベル等の義務はございませんが必ずアレルギーの個別確認表示を掲出してください。

●火気使用について

・該当する店舗は、イベント開催前に会場内の消火器設置場所を確認お願いします。※消火器はイベント利用者側で用意ください。

●飲料の販売について

瓶の飲料販売は禁止

※渋谷区へ販売リストの提出が義務付けられているため、販売リスト提供をお願いいたします。

「出店」に関する注意事項

所轄行政機関への指導、届出について

- ・出店販売物及びキッチンカー設備の詳細確認をする際、保健所への指導、届出を行っていただく場合があります。
- ・キッチンカー設備や調理方法において、消防署への指導、届出を行っていただく場合があります。

出店の中止及び実施許可の取り消し

次の項目に該当する場合は、申請及び許可済み、またはすでに利用中であっても、使用の停止をさせていただくことがあります。

なお、その結果、イベント利用者に損害が生じる場合がありますが当社は一切の責任を負いません。

実施における「禁止事項」該当及びそれに該当すると認められた場合、何らかの催告を行うことなく出店の停止といたします。

- ・ご利用申込書に虚偽の記載があった場合
- ・天災地変や不測の事故・災害などの不可抗力により当施設の利用が不可能となった場合
- ・管理・運営上、止むを得ない事由が生じた場合
- ・イベント利用者が本利用規約に定める事項に違反した場合
- ・消防・警察・保健所への届出が不備な場合や、渋谷区へのイベント実施可否申請で利用が不可能となった場合
- ・出店時に定める利用料金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがない場合
- ・イベント利用者による当施設への広告・イベントの実施申込をもって、反社会的勢力でないことを確約したものとみなし、当該確約に反する事実が判明した場合には、何らの催告を行うことなく利用の停止といたします。

イベント申込書

宮下公園自主事業イベント協賛 申込書													
宮下公園パートナーズ 御中 三井不動産株式会社 御中 西武園遊株式会社 御中 読売広告株式会社 御中													
申 込 区 分 自主事業イベント協賛	申 込 日 2021 年 月 日												
本申込書および利用規約を 承諾の上、下記のとおり申し込みます。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">会 社 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 表 者</td> <td style="text-align: right;">御</td> </tr> <tr> <td>担 当 者</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>携帯TEL</td> </tr> </table>			会 社 名		所 在 地		代 表 者	御	担 当 者	氏 名		携帯TEL
会 社 名													
所 在 地													
代 表 者	御												
担 当 者	氏 名												
	携帯TEL												
※本申込書は、企画費等を添付の上、提出して下さい。 ※本申込書で取得した個人情報は、連絡の目的で利用いたします。宮下公園パートナーズの個人情報保護方針および個人情報保護の取扱いに基づいて管理・取扱いいたします。利用目的と同意いただいた場合はご記入の上お申し込みください。 ※印刷版記入欄を斜線で示しているところは記入しないでください。													
1	開 催 場 所	東京都渋谷区神宮前6丁目20番10号 MYASHITA PARK 4F 渋谷区立宮下公園											
2	利 用 期 間	芝生ひろば											
3	名 称	8:00～23:00 ※公園の営業時間に準ずる。											
4	種 類	●月自主事業イベント協賛											
5	内 容	協 賛											
6	費 与 物	内 容											
7	協 賛 費	～ ～ ～											
8	経 費 金												
9	支 払 方 法	口座振り込み											
10	議 決 先 住 所・部署※	平											
11	設 営 日 時	2021年 月 日 23時から	11 撤 去 日 時										
12	そ の 他	2021年 月 日 23時から											
13	特 記 事 項	※本申込書と同一の会社内で部署・住所が異なる場合のみ (1)開催場所での営業を行うにあたって、「本申込書および『専事利用規約』」に使用します。 (2)当営業に起因するトラブルが発生した場合、当社はその責任と費用について負いません。貴社に何ら迷惑をかせません。 (3)開催場所を無断で占有し、貴社に迷惑し、貴社に対して損害賠償の請求等一切の請求をしません。 (4)本申込書に記載のない事項については、別途確認するものとします。											
申込者は「専事利用規約」の第21条「仮社会的勢力の排除」を遵守するものとします。													
(備考・変更事項)													

↓ファイルのダウンロードはこちらから

<https://app.box.com/s/ushkpd2mmmlu533c66aux1qeyvi7ngfz>

外来作業申請書

早出・残業・休館日出勤・外來作業者出入申請書 (時間外荷役品使用・時間外空室利用)				申請日（西暦） 2022 年 月 日	
MIYASHITA PARK 宮下公園バートナース 御中					
下記のとおり申請いたします。					
申 請 区 分		外來作業者出入申請の場合会社名等をご記入			
※該当する欄に○印をつけてください					
1. 時間外勤務	会社名				
	住所				
2. 外來作業者出入	TEL				
日 時	(西暦) 2022 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分				
24時間業務で記入し、					
場 所					
作 業 内 容					
	時間外空室（注③参照）	有 ☐ 無 ☒	月	日	時 分 ～ 時 分
	時間外荷役品使用	有 ☐ 無 ☒	月	日	時 分 ～ 時 分
	車間便用	有 ☐ 無 ☒	車種 積載量 t		
	近隣店舗・共用部監督	有 ☐ 無 ☒	内容 許可範囲（有・無）		
作 業 詳 細	運 送 作 業	有 ☐ 無 ☒	荷物・箱・桶・袋・缶・樽・資材・押置・取込、その他 ※当社の規定、荷役センター規則に従い、時間帯および数量を厳格にしてください。		
	電 気 工 事 作 業	有 ☐ 無 ☒	高圧線・変換器、その他 () 作業場所:		
	火 気 使 用	有 ☐ 無 ☒	当社の専任（電気工事士または電気技師）を併せてご提出ください		
	燃 料 類 使 用	有 ☐ 無 ☒	当社の専任（特殊物品等特設承認申請書）を併せてご提出ください		
	特 殊 物 品 運 入 出	有 ☐ 無 ☒	当社の専任（特殊物品等特設承認申請書）を併せてご提出ください		
	機 動 車 （ 共 用 部 ）	有 ☐ 無 ☒	※当日の乗降予定の乗客数を確認後、既設扉から、必要となる十分な人数の乗客、乗客センター係員が同行し、乗降開始と数量管理をお願いします。		
担当者	所属課				
氏 名、作 業 区 域					

(注) ※各作業は安全衛生・防火防災・電気事業など関連法令を遵守の上で実施してください。

1. 提出期限 早出・休館日出勤：応急者：前日の 17時まで
 残業：当日の 17時まで
 時間外勤務使用：前日の 17時まで、随時監視が必要なもの：予定日の3日前まで
 外來作業票出庫・内装工事実施、作業（施工）予定日の7日前まで
2. 本申請書は管内土木事業課へ送附する必要があります。内装工事を実施する場合のみ事前までに「設備修繕工事等施工程序表」の提出が必要となります。
3. 現場の設置は、別途数量を当社が定める方法にてご提出いただきます。
4. ご記入いただいた個人情報は「本部制」における、入退館を促進し危険防止のため本人確認及び緊急時の連絡の目的で使用します。それ以外の目的では使用いたしません。なお、悪用した個人情報は法令および「宮下公園バートナース」の内規規定に基づき、安全管理措置を講じたうえで削除いたします。

承認印
受付印

↓ファイルのダウンロードはこちらから

<https://app.box.com/s/xv0qfwvcauxa74u4prouzw54mzyg5hna>

カーリフト使用申請書

渋谷区立宮下公園 カーリフト使用申請書及び許可証

令和 年 月 日

(宛先) 宮下公園バートナース

次のとおりカーリフトを使用したいので申請します。

申 請 者	住 所	電 話 携帯電話
	氏 名	
	団 体 名	
使用責任者	住 所	電 話 携帯電話
使用日時	月 日 () 時～ 時 入	
	月 日 () 時～ 時 入	
	月 日 () 時～ 時 入	
	月 日 () 時～ 時 入	
	月 日 () 時～ 時 出	
使用施設	☒ カーリフト ☐ その他 ()	
使用目的		
乗入車両情報	車種	車両番号
	車種	車両番号
	車種	車両番号
	車種	車両番号
使用内容	機械入庫、キッチンカー搬入等	

【利用条件】

- ・カーリフトの内寸は、2,700w×6,700D×3,550Hです
- ・乗込車両入口の制限高さ3.0m以下となっているため、それ以上の車両は入庫できません
- ・カーリフトの最大積載量は、7,000kgです
- ・提出書類は、使用日の1週間前まで
- ・本申請書は施工、管理作業、イベントの実施を承認するものではありません
- ・カーリフトおよび公園施設等に破損・汚損を及ぼした場合は、使用者の責任で復旧してください
- ・ご記入いただいた個人情報には本施設における、本人確認および緊急時の指示・連絡の目的で使用します
- ※それ以外の目的では使用いたしません。なお、取得した個人情報情報は法令および「宮下公園(パートナーズ)」の内部規定に基づき、管理いたします

以上、スタンプ記入欄

上記のカーリフトの使用を許可します。

許可番号: 許可日 令和 年 月 日

宮下公園バートナース 印

↓ファイルのダウンロードはこちらから

<https://app.box.com/s/rcgrsl7fcf5ysemd9k1rg7ilalzkpdt8>

イベント過去実績

その他過去実績、写真等は下記より問い合わせください

メールアドレス：spacemedia@miyashitapark.jp
